

## 日ASEAN特別法務大臣会合の開催会場の公募について

令和4年12月  
法務省大臣官房国際課

法務省大臣官房国際課では、令和5年7月に日ASEAN特別法務大臣会合の開催を予定しており、本会合の会場について、下記のとおり公募しますので、応募方法に従ってお申し込みください。

### 記

#### 1 公募の概要

法務省では、令和5年7月にASEAN各国の司法大臣等を我が国に招待し、日ASEAN特別法務大臣会合を開催することを予定しているところ、本件公募により、同会合を開催するための会場及び閣僚級を含む会合参加者への宿泊場所の提供、会場備品の準備、設営及び撤去、会合及びこれに付随する食事会等に必要な飲食物の提供が可能な施設を求める。

#### 2 会合の概要

- (1) 開催日時：令和5年7月4日（火）から同月7日（金）（設営日を含む）
- (2) 参加者：950名程度
- (3) スケジュール（案）

令和5年7月4日（火）	設営・リハーサル
令和5年7月5日（水）	リハーサル・サイドイベント
令和5年7月6日（木）	セレモニー・本会合・記者会見・夕食会 ・サイドイベント
令和5年7月7日（金）	本会合・記者会見・夕食会・サイドイベント

#### 3 会場の条件

以下の条件を備えた会場を確保できること。

##### (1) 会場全体の条件

- ア 法務省（東京都千代田区霞が関1-1-1）から直線距離で6キロメートル以内に所在していること。
- イ (2)の条件を満たす会場・施設等を確保すること（各会議場の附帯設備（音響・照明等）の使用を含む。）。各会場・施設等は、できる限り同一又は隣接するフロアに集約されていることが望ましい。
- ウ 建物内にエレベーター及びエスカレーターを備えていること。
- エ 敷地内に普通車（100台以上）及び大型バスを駐車可能な駐車場又は駐車場所を有するとともに、会場至近に車寄せを有すること。
- オ 会場内において、セキュリティの確保された高速インターネット環境（有効転送速度1Gbps以上）を確保できること。
- カ 空調設備等、施設のトラブルに対して対応できる職員が本件の開催期間中に常

駐していること。

キ 閣僚級が参加する日本国政府主催の国際会議の会場を提供した実績が豊富にあり、過去5年以内に、今回と同程度の会議等の会場を提供した実績があること。

ク 会場と同一建物内に宿泊施設（閣僚級又はVIPの宿泊に相応しい部屋：20部屋、随行員の宿泊用の部屋：100部屋）を備えていること。

ケ 会議参加者等が健康不安を訴えるような場合にも迅速な対応が可能であること。

コ 本書記載の施設、設備等を提供可能であり、本書に記載のない事項の手配が生じた場合には、当省と相談の上、適宜対応し得ること。

## (2) 各会場・施設等の条件

### ア 会議会場

#### (7) 本会合用会議室

必要数：1

想定人数：150名程度

広さ：800㎡以上

その他：・想定人数を収容できる能力（座席）を有すること。

・必要な机・椅子を備えていること。

・会場内にステージ（舞台）を設置できること。

・音響・照明設備、AV機器を備えていること。

・講演者卓、司会者卓、複数の有線マイク及び無線マイク等を備えていること。

・プロジェクター、スクリーンを設置できること。

・同時通訳ブース・設備を常設し、利用可能であること。常設のブースがない場合は、設置することでも構わない。

#### (イ) サイドイベント用会議室①②／セレモニー会場

必要数：2

想定人数：150名程度（1室当たり）

広さ：800㎡以上（1室当たり）

その他：・想定人数を収容できる能力（座席）を有すること。

・必要な机・椅子を備えていること。

・会場内にステージ（舞台）を設置できること。

・音響・照明設備、AV機器を備えていること。

・講演者卓、司会者卓、複数の有線マイク及び無線マイク等を備えていること。

・プロジェクター、スクリーンを設置できること。

・同時通訳ブース・設備を常設し、利用可能であること。常設のブースがない場合は、設置することでも構わない。

#### (ウ) サイドイベント用会議室③

必要数：1

想定人数：80名程度（1室当たり）

広さ：250㎡以上（1室当たり）

- その他：・想定人数を収容できる能力（座席）を有すること。  
・必要な机・椅子を備えていること。  
・会場内にステージ（舞台）を設置できること。  
・音響・照明設備、A V機器を備えていること。  
・講演者卓、司会者卓、複数の有線マイク及び無線マイク等を備えていること。  
・プロジェクター、スクリーンを設置できること。  
・同時通訳ブース・設備を常設し、利用可能であること。常設のブースがない場合は、設置することでも構わない。

#### **イ 記者会見会場**

必要数：1

想定人数：100名程度

広さ：300㎡以上

- その他：・想定人数を収容できる能力（座席）を有すること。  
・必要な机・椅子を備えていること。  
・会場内にステージ（舞台）を設置できること。  
・音響・照明設備、A V機器を備えていること。  
・司会者卓、複数の有線マイク及び無線マイク等を備えていること。  
・同時通訳ブース・設備を常設し、利用可能であること。常設のブースがない場合は、設置することでも構わない。  
・本会合用会議室に隣接又は向かいに位置していること。

#### **ウ 展示スペース**

必要数：2

広さ：200㎡以上（1室当たり）

- その他：・300cm×300cmのブースが6設置できること。  
・本会合用会議室又はサイドイベント用会議室に隣接又は向かいに位置していること。

#### **エ 二国間会談等用部屋**

必要数：3

想定人数：10名程度（1室当たり）

広さ：50㎡以上（1室当たり）

- その他：必要な机・椅子を備えていること。

#### **オ 各国交渉等用部屋**

必要数：2

想定人数：15名程度（1室当たり）

広さ：50㎡以上（1室当たり）

- その他：必要な机・椅子を備えていること。

#### **カ 各国控室（ラウンジ）兼リエゾン待機場所**

必要数：1

想定人数：70名程度

広さ：200㎡以上  
その他：必要な机・椅子を備えていること。

**キ 各国控室**

必要数：4  
想定人数：5名程度（1室当たり）  
広さ：40㎡以上（1室当たり）  
その他：必要な机・椅子を備えていること。

**ク 日本政府控室**

必要数：2  
想定人数：5名程度（1室当たり）  
広さ：50㎡以上（1室当たり）  
その他：必要な机・椅子を備えていること。

**ケ 事務局室兼応援者待機場所**

必要数：1  
想定人数：80名程度  
広さ：300㎡以上  
その他：必要な机・椅子を備えていること。

**コ プレスセンター**

必要数：1  
想定人数：50名程度  
広さ：200㎡以上  
その他：必要な机・椅子を備えていること。

**サ 会議運営業者事務室**

必要数：1  
想定人数：40名程度  
広さ：200㎡以上  
その他：必要な机・椅子を備えていること。

**シ 食事等会場**

必要数：1  
想定人数：150名程度  
広さ：550㎡以上  
その他：必要な机・椅子を備えていること。

**ス 参加者受付用会議室又は受付スペース**

必要数：1  
広さ：50㎡以上  
その他：  
・本会合用会議室及びサイドイベント用会議室の至近に設置可能であること。  
・付近に電源を備えていること。

**(3) リフレッシュメントの提供**

ア 参加者等に対し、7月6日（木）及び7日（金）に、コーヒー・紅茶及び茶菓

子等を提供すること。

イ 参加者等に対し、7月5日（水）、6日（木）及び7日（金）に飲料水を提供すること。

ウ コーヒー・紅茶及び茶菓子等の提供は、1回1人あたり1,100円相当とし、実費精算とする。見積金額については、一律429,000円（税抜）を計上すること。飲料水は1本あたり300円相当とし、実費精算とする。見積金額については、一律376,500円（税抜）を計上すること。

#### 4 会場借用期間及び会場使用時間

(1) 上記3(2)ア(ア)(イ)(ウ)、イ、ウ、ケ及びサについて

借用期間：令和5年7月4日（火）午前8時から同月7日（金）午後10時まで  
使用時間：

・ア(ア)、イ

7月4日午前8時から午後8時まで（設営のみ）、同月5日及び同月6日の各日午前8時から午後8時の間の8時間、同月7日午前8時から午後8時の間の9時間（撤去に要する時間は除く）

・ア(イ)

7月4日午前8時から午後8時まで（設営のみ）、同月5日午前8時から午後8時の間の8時間、同月6日午前8時から午後8時の間の9時間、同月7日午前8時から午後8時の間の8時間（撤去に要する時間は除く）

・ア(ウ)

7月4日午後零時から午後6時までの間の4時間、同月5日から同月7日の各日午前8時から午後8時の間の8時間（設営・撤去に要する時間は除く）

・ウ

7月4日午前8時から午後8時まで（設営のみ）、同月5日から同月7日の各日午前8時から午後8時の間の8時間（撤去に要する時間は除く）

・ケ、サ

7月4日午後零時から午後10時まで、同月5日及び同月6日の各日午前8時から午後10時まで、同月7日の午前8時から午後8時まで（設営・撤去に要する時間は除く）

(2) 上記3(2)エ、オ、カ、キ、コ及びスについて

借用期間：令和5年7月5日（水）午前8時から同月7日（金）午後10時まで  
使用時間：

・エ、ス

7月5日午前8時から午後9時まで、同月6日及び同月7日の各日午前7時から午後9時まで（設営・撤去に要する時間は除く）

・オ、カ、キ、コ

各日午前8時から午後8時まで

(3) 上記3(2)クについて

借用期間：令和5年7月6日（木）午前8時から同月7日（金）午後10時まで

使用時間：各日午前8時から午後8時まで

(4) 上記3(2)シについて

借用期間：令和5年7月6日(木)及び同月7日(金)の各日午後4時から午後10時まで

使用時間：各日午後6時から午後8時まで(設営・撤去に要する時間は除く)

## 5 施設使用に係る借料の支払条件

- (1) 本公募による支払いは、施設使用料、附帯設備使用料及び飲食物手配料金とする。
- (2) 施設使用后、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に指定金融機関の口座に振り込むものとする。

## 6 応募方法

本件公募に当たり、説明会の開催は予定していない。

応募方法等について質問がある場合は、下記(2)の担当者まで電話又はメールで問合せの上、応募者については、申込書(別添1)、実施証明書(別添2)及び証明資料を下記(4)のとおり提出すること。

なお、今回の申込書等の作成・提出に係る一切の経費は応募者の負担とする。

また、提出された書類等は採否にかかわらず返却しない。

### (1) 申込書等提出期日

令和5年1月16日(月)午後6時必着

### (2) 問合せ・申込書等提出先

法務省大臣官房国際課 担当：立川、宮崎

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 5階

電話 03-3592-7422 内線(6723)

メールアドレス kokusai-kikaku3@i.moj.go.jp

### (3) 応募資格

ア 自社で上記3の条件を満たす会場を保有し、運営する者であること。

イ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

ウ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

エ 法務省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

### (4) 申込書等提出方法

申込書等書類一式については、(2)の担当者までに直接(持参)又は郵送により3部(正本1部及び副本2部)提出するものとする。

関連資料には、次の項目について必ず明記すること。

ア 標題は、「日ASEAN特別法務大臣会合会場の公募に関する書類」とし、同書類を作成した担当部署及び責任者を明示すること。

イ 書類に関する連絡先(担当者、電話番号等)を明記すること。

ウ 「実施証明書」については、事実を証明する資料を添付すること。

## 7 選定方法

- (1) 提出された書類の内容等について、当省の担当者から質問をすることがあるので、速やかに対応すること。
- (2) 応募後、必要に応じて、電話等による照会、追加資料の提出依頼、施設の見学等を行う場合がある。
- (3) 提出書類の審査や施設の実地調査により、上記3に掲げる各条件を具備し、借料、交通の利便性、本会合を実施するに相応しいか等を総合的に判断し決定する。  
なお、借料が周囲の一般的な施設と比較し、はるかに高額な場合や、予算上借用不可能と見込まれる場合等においては契約しない場合がある。
- (4) 審査結果については、応募者全員に1月23日（月）頃に連絡する。

以 上